介護予防・日常生活支援総合事業に関するＱ＆Ａ（平成２９年３月８日版）

No.	カテゴリ	標題	質問	回答	発出
1	通所型サービス	介護予防通所型サービスCについて	短期集中型通所サービスの認定基準は？（人員配置や設備・時間など）今までの一次予防などと同じか？	今までの二次予防事業と同様である。	H29.3.8
2	通所型サービス	介護予防通所型サービスCについて	短期集中型通所サービスの人員配置は基準緩和型に1名を専従で置かなければならないのか？今までの予防と同じ考えで、例えば30名の場合３＋１＝４名配置していれば良いのか？	専従は要件としていない。	H29.3.8
3	通所型サービス	介護予防通所型サービスCについて	短期集中型（3ヶ月）を導入した場合（加算　新規）、国保連への請求は約いくらになりますか？	委託料の請求は、国保連ではなく金沢市健康政策課へ請求となる。委託料は、１回あたり3,240円（送迎含む）となる。	H29.3.8
4	通所型サービス	介護予防通所型サービスCについて	「一般介護予防事業」を行うための活動資金、例えば運営に関する人件費、その他諸費用について、行政からの補助は受けられるのか。 　また要支援1・2の方から「基準緩和型通所サービス」程度の支払い負担をいただいてもよいのか。	一般介護予防事業は金沢市健康政策課と契約した事業所で行うこととしており、委託先には人件費等を含め委託料を支払う。 一般介護予防事業に関しては、利用者の実費負担が発生するものもあるが、通所型サービスCは利用者負担はなしとしている。	H29.3.8
5	通所型サービス	介護予防通所型サービスCについて	短期集中型サービスの運動機能向上事業について ・シニア元気プログラムでは、「プログラム参加に係るチェックシート」のC項目に「はい」に〇がついた場合、健康政策課へ利用者のチェックリストとチェックシートを送付→健康政策課から利用者宅へ受診兼が発送されて受診券が利用できる医療機関へ受診してDrの意見をもらう。今後も受診券の発行がありますか？（総合病院をかかりつけ医にしている利用者がつかいづらさを言われたことがあるもので	今後も受診券の発行は継続する。受診券を使える病院については、金沢市医師会と契約しているため、すこやか検診担当医での受診としていただきたい。	H29.3.8

介護予防・日常生活支援総合事業に関するＱ＆Ａ（平成２９年３月８日版）

No.	カテゴリ	標題	質問	回答	発出
6	通所型サービス	介護予防通所型サービスCについて	基本チェックリストアセスメント用シート、プログラム参加に係るチェックシートを実施しても、医師から利用を止められた場合、二次予防のようにシートを市へ提出することで料金の支払いはあるのか。	ケアマネジメント費の支払いは、サービス利用につながった場合のみとなる。	H29.3.8